

○公 告

型式の検定に係る遊技機の公示について

次の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定に基づき、公示する。

令和3年4月2日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙一

遊技機の種類	型式の名称	製造業者名	申請者		検定番号	検定の有効期間
			氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこウルトラマンタロウ2K6	京楽産業、株式会社	京楽産業、株式会社 榎本 善紀	愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号	5397	公示の日から3年間
ぱちんこ遊技機	P桜花忍法帖MD	株式会社メーシー	株式会社メーシー 湯澤 哲	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	5398	公示の日から3年間